



“日本型ライドシェア”可能に！

—道路運送法 第78条3号に関する通達—

国土交通省は3月29日(金)、タクシーが不足する地域・時期・時間帯における状態を道路運送法第78条3号の「公共の福祉のためのやむを得ない場合」にあたるとし、法人タクシー事業者の管理のもとで自家用車・一般ドライバーを活用する、『自家用車活用事業』に関する基準を定め通達した。

事前に今回対象となる4つの都府県(東京・神奈川・愛知・京都)の一部地域、時期、時間帯におけるタクシー不足数が公表されており、この通達によりその範囲内において東京のタクシー事業者団体が提唱した「日本型ライドシェア」などが運用可能となる。

この件はパブリックコメント(意見公募)が実施されており、全自交としても全国の仲間に対し積極的な参画を呼掛け、ドライバーとタクシー事業者の雇用関係の明記、タクシー事業者以外の参入を決して認めない事、タクシー不足とされる状況の判断については明確な合理性が必要である事、そしてタクシー不足とされる状況が解消された場合は早急に本事業を終了させる事などについてそれぞれが訴えた。

今回のパブリックコメントには賛否両論を含め約8,000件の意見が寄せられたとのことだが、我々働く仲間の声が十分に反映されているとは言い難い。

斎藤 鉄夫国交大臣は記者会見で、「有償旅客運送として、『安全と安心・事故時の責任・労働者の労働条件』の3点が基本的考え方の大事なところだ。」と述べている。

国交省は8つの対象地域を追加し5月以降の運用を可能とする方針だが、これらの地域以外でも運用可能とする基準も示されている。

今回定められた『自家用車活用事業』はタクシーの補完的な存在として、地域住民や観光客らの移動の足を確保することに繋がるよう期待されている。

大臣は会見で「タクシーは地域公共交通の大きな柱だ。」とも述べている。

ライドシェア新法の議論すら必要ないということ、タクシー業界みずからの取組みにより示していかなければならない。まさしく正念場なのだ。